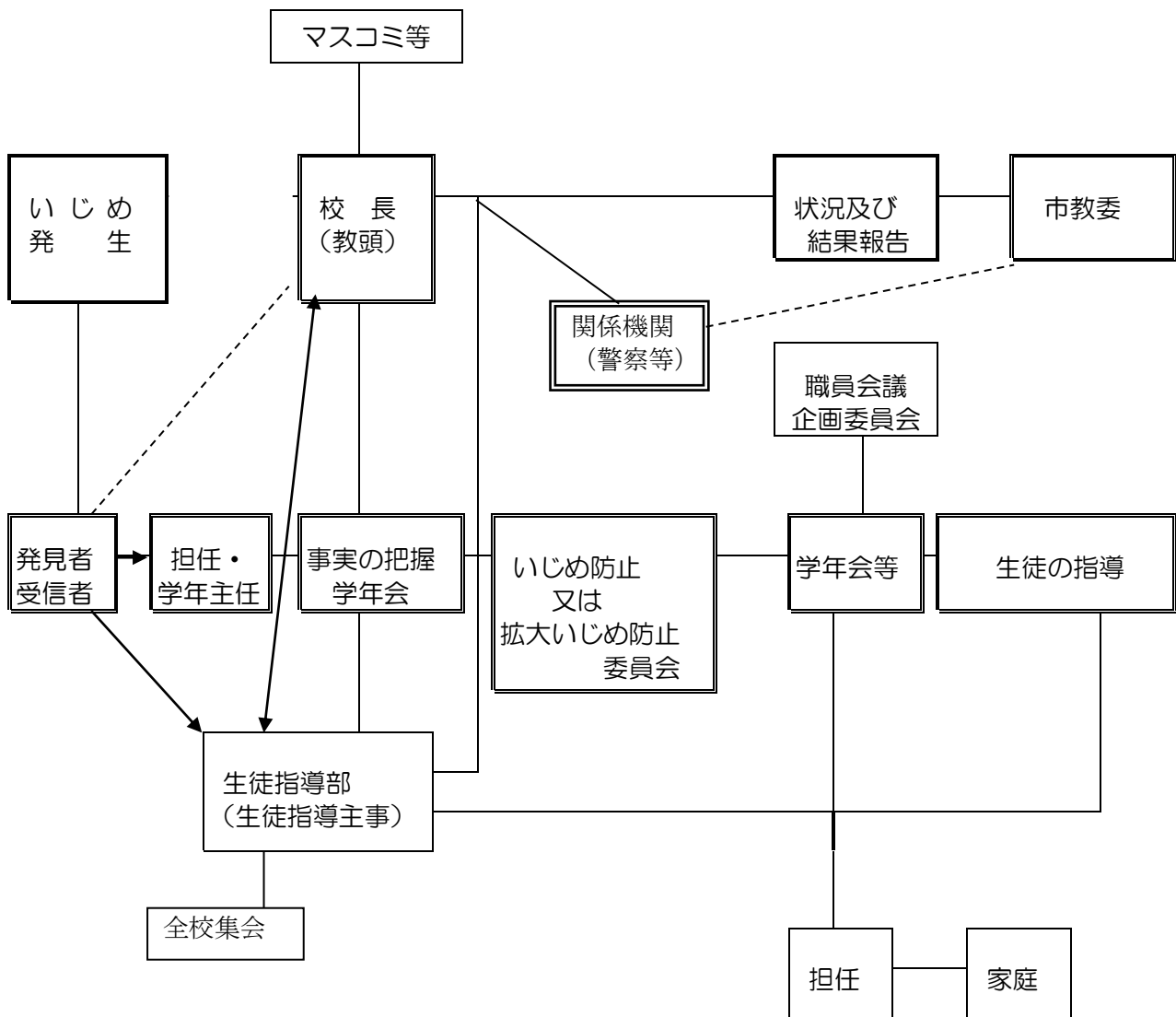


いじめ等発生時の対応



- 1 いじめ又はいじめと疑われる状況等を発見または、連絡を受けた者は、すぐ現場へ行き、問題行動を阻止する。
- 2 担任及び学年会等で、事実の把握を正確に行う。必要に応じて、他の教職員が事実の把握を行う。児童生徒の発言等、記録を取る。
- 3 いじめ防止委員会で、方針を決定する。
- 4 被害生徒については、担任等では必ず家庭訪問し説明をする。その結果は、管理職に報告する。
- 5 必要に応じて、関係機関と連携し協力を依頼する。
- 6 指導の経過や対応策について、必ず家庭へ連絡する。
- 7 結果について教育委員会へ説明する。